

HOYAグループの企業年金は確定拠出年金制度ですが、一部給与払いも選択できます。

## 確定拠出年金制度

自分で年金資産を運用する年金制度です。

- ・掛金は会社(および希望する場合はみなさん)が拠出します。
- ・年金資産は自分で運用します。
- ・個人毎に残高が記録管理されます。
- ・年金の受け取り額は運用実績により異なります。
- ・離職・転職時に資産の持運びが可能です。
- ・60歳以降に年金か一時金または、その組み合わせで受け取れます。
- ・税制上の優遇措置があります。

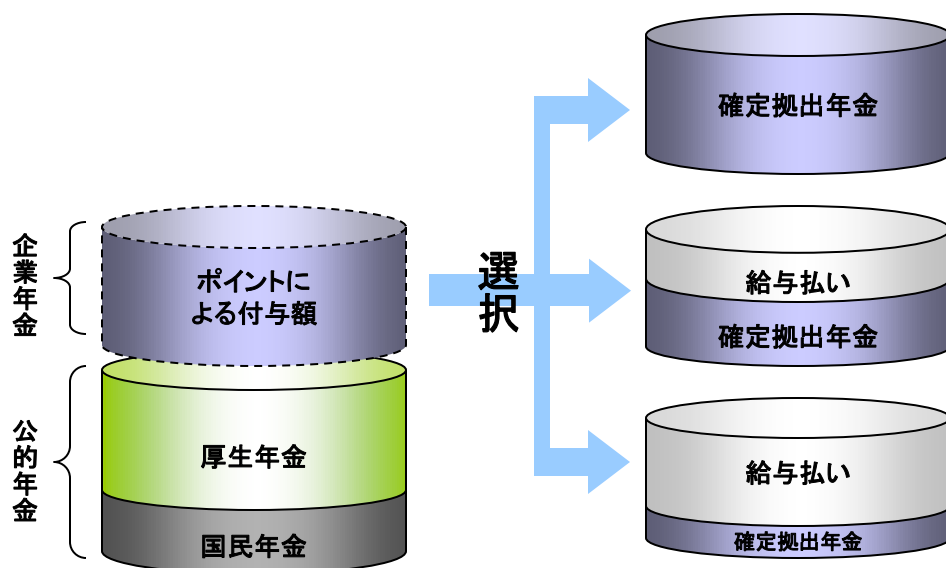
## 給与払い

付与額の一部を毎月の給与として受け取る制度です。

- ・給与所得として所得税・社会保険料の対象となります。
- ・確定拠出年金制度のような税制上の優遇措置はありません。

**ご自分の将来資金をよく考えて慎重に選択しましょう。**

## 参考：年金制度のイメージ図



注：退職一時金制度はありません。

## 加入対象者

役員および正社員です。

加入時の年齢が60歳未満の方は、確定拠出年金制度へ加入することになります。

## 拠出

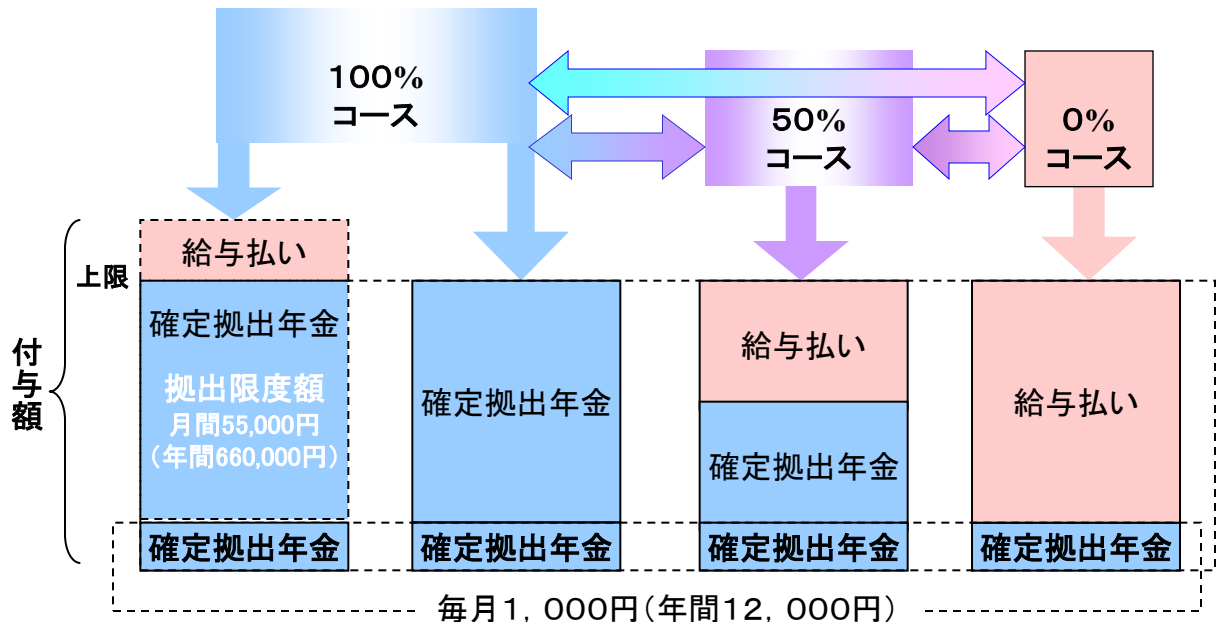
会社(および希望する場合はみなさん)が毎月拠出します。

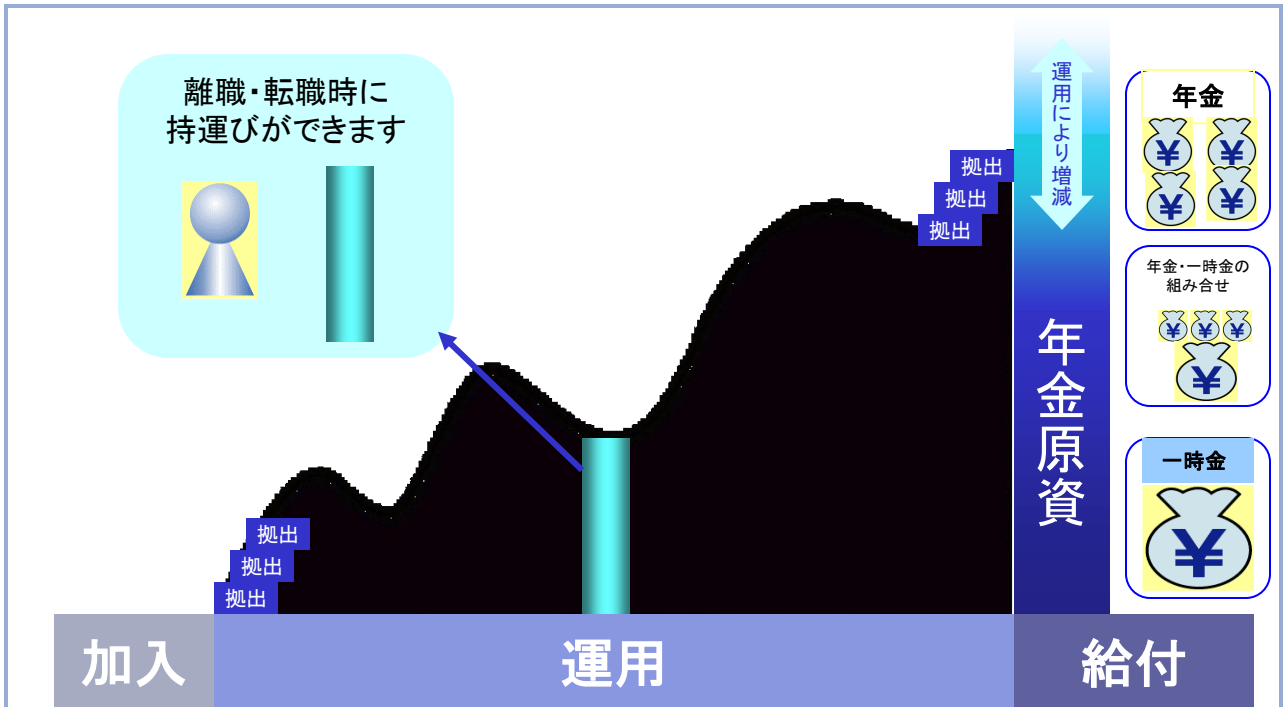
- ・ポイントにより付与された金額から、コース選択により決定します。
- ※役員及び勤続40年以上で付与ポイントが0ポイントの場合は、毎月1,000円を拠出します。
- ・拠出額の上限は毎月55,000円※(年間660,000円)です。
- ※年間の拠出額が660,000円以下であっても、月間55,000円を越える拠出はできません。

## コース選択

3つのコースから選択します。

- コース種類 : 0%コース、50%コース、100%コースの3コースから選択します。
- 申請時期 : 年一回、毎年8月に行うことができます。
- 変更時期 : 申請後の10月拠出分より変更します。
- ※年に1回、お好きなコースへ変更を行うことができます。





## 拠出(積立て)

掛金は会社が拠出します。希望があり、条件を満たす場合は、みなさんが掛金を拠出することができます。

### 【税制措置】

- ・会社が拠出した掛金は給与とはみなされませんので課税対象とはなりません。
- ・みなさんが拠出した掛金は、全額が所得控除の対象となり、所得税・地方税の負担が軽減されます。

## 運用

みなさんが自分で運用します。

年金資産は個人ごとに確定拠出年金専用口座で記録管理されます。

### 【税制措置】

- ・年金資産から得られる利息や値上り益等の収益は運用期間中非課税です。
- ・年金資産に対して「特別法人税」が課せられます。※1

※1. 2017年3月まで凍結

## 給付(受け取り)

60歳以降老齢給付金として年金か一時金または、その組み合わせで受け取れます。

高度障害になった場合は障害給付金として、年金か一時金または、その組み合わせで受け取れます。

死亡した場合は遺族に対して死亡一時金が支払われます。

### 【税制措置】

- ・老齢給付金として年金で受け取る場合は、雑所得となり公的年金等控除額の対象となります。
- ・老齢給付金として一時金で受け取る場合は、退職所得として退職所得控除の対象となります。
- ・障害給付金は非課税です。
- ・死亡一時金は相続税の対象となります。